

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年4月21日 14時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市阿村港北東方沖 下大戸ノ鼻灯台から真方位248°700m付近 (概位 北緯32°31.6′ 東経130°27.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、東南東進中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年5月7日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長約3.3m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約20℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか1人が乗り、阿村港北西方沖で釣りを行った後、予定していた終了時刻となり、出発地に向けて帰途についた。</p> <p>本船は、操縦者が、センターケース（センターボードを挿入する構造部）からトランサムに渡した板の船尾端付近にまたがって船外機を操作し、約3ノットの対地速力で、阿村港北東方沖を東南東進中、船内に滞留していた海水が船尾部に寄って船尾トリムが大きくなり、センターケースから溢れて入り込む海水に加え、時折トランサムを越えて海水が浸入し、船内の滞留する海水が更に増加した。</p> <p>本船は、左舷船尾方からの波浪を受けて船体が右舷側に傾斜したところ、船内に滞留していた海水が右舷側に偏って更に傾斜し、右舷舷縁が海中に浸かって多量の海水が船内に浸入し、転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、付近を通り掛かったプレジャーボートに救助された。</p> <p>同乗者は、膨張式の救命胴衣を着用していた。 操縦者は、救命胴衣を着用していなかった。 本船には、救命胴衣が搭載されていなかった。 操縦者は、生活防水型の携帯電話を携帯していたが、水没して発信できなかった。</p> <p>本船は、ラウンドボトム型の小型ヨットにセンターボードやマスト等を装備しない状態で2馬力の船外機を取り付けており、喫水が船首</p>

	尾共に約0.3mであった。
分析	<p>本船は、阿村港北東方沖において、東南東進中、船内に海水が滞留した状態で航行を続けたことから、波浪を受けて横傾斜した際、船内に滞留していた海水が右舷側に偏り、舷縁が海中に浸かって更に海水が船内に浸入し、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、センターボードが装備されていなかったことにより横傾斜を大きくした可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、阿村港北東方沖において、本船が、東南東進中、船内に海水が滞留した状態で航行を続けたため、波浪を受けて横傾斜した際、船内に滞留していた海水が右舷側に偏り、舷縁が海中に浸かって更に海水が船内に浸入し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、乾舷が小さく、波浪が舷縁を越えて海水が船内に浸入することがあるので、船内に滞留した海水の影響など、重心の偏りによる船体傾斜に注意すること。 ・ヨットなどの船体形状に特徴のある船舶は、本来の用途以外に使用しないことが望ましい。 ・ミニボートに乗船する際は、救命胴衣を着用すること。 ・ミニボートに乗船する際は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行することが望ましい。